

知事への申入書

2008(平成20)年4月7日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

質問者 仙台市民オンブズマン

代表 十河 弘

電話 022-227-9900

貴職の平成20年4月2日記者会見における発言について、看過できない点がありますので、発言の撤回等真摯な対応を求め、下記のとおり申し入れます。お忙しいとは存じますが、ご回答は、本年4月18日までに書面にてお願いいたします。

記

1 県警捜査報償費非開示処分取消訴訟判決について

(1) 県警刑事部及び交通部における平成11年度の捜査報償費支出にかかる非開示処分取消訴訟(以下「本件訴訟」と言います。)において、仙台地裁が平成20年3月31日になした判決(以下「仙台地裁判決」と言います。)に関して、貴職は「被告は県警本部長である」旨発言されております。

しかし、本件訴訟の被告は宮城県であります。財政難である宮城県の公金支出に関する問題について、知事がこのような当事者意識に欠ける発言をなされることは誠に遺憾でありますので、発言の撤回を求めます。

(2) 仙台地裁判決は、2年余にわたる慎重審理を経て(もちろん、その間、県警側の主張立証の機会は十二分に保障されていました。)証拠に基づき平成11年度の捜査報償費の支出のほとんど全部が架空支出であったと事実認定しております。また、宮城県情報公開審査会も開示の答申を出しております。

にもかかわらず、「北海道と福岡県がイレギュラー」であって、宮城県は「基本的に捜査報償費はきちりと執行されている」と考える具体的根拠(記者会見で述べているような抽象論ではありません。)をお答えください。また、貴職がどのような調査をしてそのような考えに至ったのかもお答えください。

(3) 上記(2)に関連しますが、多くの証拠に基づいてなされた「架空支出」との司法判断を踏まえてもなお、貴職自ら県警に対して捜査報償費支出関連文書の提示を求めたり、又は監査委員への提示を求めようとしなない具体的根拠をお答えください。

(ちなみに、本年4月5日付け朝日新聞社説も、前知事が捜査報償費の支出先を示すように求めても拒み、予算執行停止後も捜査協力者の名前を県に示さず、県による捜査員への聴き取り調査さえ頑なに拒んだ県警の態度を「異常な経過」と認めた上で、「架空支出」との仙台地裁判決の判断を「当然だろう」と述べています。そして、「県警は判決の重みを受け止め、真実を明らかにすべきだ。」「いつまでも裏金疑惑を引きずっていても、捜査機関としての名がすたる。」と指摘しています。つまり、県警の態度その他本件訴訟に提出された証拠によれば、平成11年度の捜査報償費の支出は「架空支出」とであると理解するのが常識的な判断なのです。)

2 政務調査費について

(1) 貴職は、「政務調査費というのは本当に議員活動をする上で必要な経費で」とあると発言されております。私たちも政務調査費の必要性を否定するものではありませんが、政務調査費の必要性とその支出の適正(許容性)は別の問題であります。貴職の見解は、必要性のみを強調して許容性に目をつぶるものであります。

現在の政務調査費の支出が適正であると確認するために、貴職はどのような調査をなさったのですか。また、それを踏まえて適正だと考えるのであれば、その根拠を具体的にお示しください。

(2) 政務調査費の支出の適正を確保するために、政務調査費の厳格な用途基準、政務調査費による活動成果、活動内容を記載した詳しい報告書の作成・議長への提出、支出内容の詳細を記載した文書(1件ごとの支出伝票)の作成・議長への提出、などといった制度改革を提案するよう求めます。

以上